

FAQ

Q1	ホームページ掲載様式が4ページセットとあるが、必要なページだけ印刷することも可能か？
A1	可能ですが、2ページ目に記入・添付資料漏れのチェックリストがありますので提出書類漏れがないようお願いいたします。また、封筒貼付用宛先用紙もありますのでご活用ください。
Q2	(神戸市内事業者様) 認定事務センターに補充依頼書による「認定申請書(黄色版)」の送付依頼はできなくなるのか？区役所窓口ではもらえるのか？
A2	これまでどおり補充依頼書による送付依頼も可能です。ただし、郵便事情により送付に日数がかかる場合がありますので、ダウンロードした「認定申請書(PDF版)」もご利用ください。 なお、区役所窓口では、窓口申請受理分しか常備していませんので、区役所窓口ではお渡しできません。
Q3	(神戸市内事業者様) なぜ、ピンク色の調査票提出用封筒に同封してはダメなのか？
A3	事業者へ配布している「要介護認定申請事務手続きガイド」および集団指導配布資料にも記載しているとおり、使用用途(調査票在中)を封筒に明記しており郵便局との取り決めがありますので、目的外で使用いただけません。
Q4	ダウンロードした「認定申請書(PDF版)」「認定調査連絡票」「認定申請書(黄色版)」「その他帳票」をコピーして使用しないようにということだが、都度、ダウンロードが必要ということか？
A4	ダウンロードしたものを「実際のサイズ」で印刷してください。ご提出いただいた書類は、全てシステムで読み込み処理を行っております。ズレやサイズ違いについてはシステムで読み込みできないため、再度提出いただくこととなります。
Q5	PDF版しか掲載されないのか？今後Word版・Excel版の掲載予定はあるのか？
A5	現時点ではWord版・Excel版の掲載予定はありません。
Q6	PDF版にうまく文字を乗せて(加工)印刷したものなら、受理してもらえるのか？
A6	提出いただく書類は全てシステムで読み込み処理を行います。読み込み後、文字サイズによっては文字つぶれが生じてしまう可能性がありますので、可能な限り手書きをお願いいたします。(文字を乗せられる場合は、文字サイズに配慮し、印刷時の設定は必ず「実際のサイズ」に設定し印刷をお願いします。
Q7	(神戸市内事業者様) ダウンロードした申請書を送付する場合、送付用封筒はもらえないのか？配ってほしい。
A7	このたび業務改善・経費削減の観点から認定事務の見直しを行いました。 申請書のダウンロードを可能にすることで、申請行為の利便性向上の業務改善を図ります。また送付依頼による申請書や送付用封筒の送付および申請書提出時の送料受取人払いの見直しによる経費削減のため、送付用封筒は各自でご準備いただきますようご理解ご協力をお願いいたします。